

令和3年度第1回特定調達品目検討会 委員意見要旨

日時：令和3年7月8日（木）15：00～17：00

出席委員：青木委員、指宿委員、梅田委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、曾根委員、奈良委員、原田委員、平尾委員（座長）、藤井委員、藤崎委員、安井委員、柳委員（五十音順）

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	脱炭素社会の実現に向けた積極的な対応	具体的な内容、定量的なベンチマークがあると、目標に向かって進みやすくなるため、記載できると良い。トップランナー基準は効果も含めて考えていくべきであり、CO2削減効果が高く、調達量も多いものを重点的に対象としていく視点も重要である。	定量的なものをどれだけお示しできるかは今後の検討にかかってくる。できるだけわかりやすい指標とするよう心掛けたい。トップランナー基準について、効果が高く、調達数が多いものについては、重点的に検討が必要であると認識している。検討を進めていきたい。
2	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	脱炭素社会の実現に向けた積極的な対応	これから買うもの、長く使うものという意味では、2030年度に46%減という政府目標との整合性を意識し、それを達成するためにはこうあるべきというメッセージをバックキャストで示していけると良い。どうしても達成できない時には、その製品を使うこと自体を控えていくというような考え方も必要である。	すぐには難しいが、時間をかけて議論していきたいと考える。
3	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	脱炭素社会の実現に向けた積極的な対応	カーボン・オフセットについて、グリーン購入法において勘案する要素として位置づける方向でぜひ進めていただきたい。オフセットをいかにグリーン購入の中に取り込んでいこうとしているのか、具体的なイメージはあるか。	カーボン・オフセットへの対応については、対象とすべきクレジットの類型等の検討も含めて議論が必要であると考えている。検討がある程度進み次第、ご相談させていただきたい。
4	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	脱炭素社会の実現に向けた積極的な対応	本年度の検討品目以外に、省エネ、脱炭素に資する品目を洗い出さないと議論が進まないのではないか。プレミアム基準、あるいは2段階基準の対象となるべきものを積極的にかつ具体的に検討すべき。例えば、公共施設のZEB化を念頭に対象の検討を行ったらよいのではないか。	御意見を踏まえ、検討を進めていきたい。
5	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	脱炭素社会の実現に向けた積極的な対応	「温室効果ガス排出削減（低GWP等）」と書くだけでなく、代替フロンを指しているなど具体的に示した方がよい。	御意見を参考として今後対応したい。
6	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	プラスチック資源循環促進法及びバイオプラスチック導入ロードマップへの対応	バイオプラスチックと植物由来プラスチックの言葉の違いはどう定義しているのか。新たに成立したプラスチック資源循環促進法で使用される文言との整合を図る必要がある。議論が混乱しないよう、従来の文言との違いを明確にし、新定義に変えていくべき。	バイオプラスチックの定義については、2021年1月に作成したバイオプラスチック導入ロードマップの中に記載している。バイオプラスチックは、バイオマスプラスチック、生分解プラスチックを含む総称であり、生分解プラスチックには石油由来のものも含まれる。バイオマスという動物由来も含み、動物性油脂を原料としたプラスチック製品も出てきているため、検討の必要性は感じている。定義については、プラスチック資源循環戦略に合わせるかたちにした。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
7	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	プラスチック資源循環促進法及びバイオプラスチック導入ロードマップへの対応	定義等については、国際規格との整合性を図る必要。環境負荷に対するデータがある程度出てこない、総合評価がしにくいと考える。	バイオプラスチック導入ロードマップにおいても、環境負荷低減効果を確認し、評価して導入するとされている。評価の考え方を議論していきたい。
8	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	プラスチック資源循環促進法及びバイオプラスチック導入ロードマップへの対応	グリーン購入法の基準の作り方をプラスチック新法の認定製品の設計方針と擦り合わせていくのか。	プラスチック資源循環促進法の製品認定は主務大臣が行うことになっている。基準に関しては、業界でのトップランナーに認定を与えるというような考え方であり、エコマーク基準等といったものよりも高いレベルになる想定である。法律の公布より1年以内に設計指針をつくることとされているため、十分リードタイムが確保できるようなスケジュールで今議論しているところである。
9	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	プラスチック資源循環促進法及びバイオプラスチック導入ロードマップへの対応	プラスチック資源循環促進法の10条では、認定プラスチック使用製品となったものをグリーン購入法で率先して買い上げることを求めているが、認定プラスチック使用製品になったからといって、ただちに買い上げる品目として挙がってくるものではないという理解でよい。	グリーン購入法の基本方針の反映等に当たっては、認定製品についても十分検討する必要がある、すべてを無条件に反映させることは考えていない。認定製品の内容を確認し、環境影響度を踏まえたうえで適切と考えるものを取り入れたい。
10	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	プラスチック資源循環促進法及びバイオプラスチック導入ロードマップへの対応	バイオマスプラスチックは樹種の種類によっては製造時のCO2排出が大きい場合があり、樹脂を加工して製品にする工程でも、特に繊維製品などは相当CO2が排出される。カーボンニュートラルに近づけるためには、原料だけではなく、製造工程で負荷を下げるということも今後反映できると良い。	ご指摘のとおり、ライフサイクル全般に渡る環境負荷を考慮した設計にしていきたいと考えている。
11	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	プラスチック資源循環促進法及びバイオプラスチック導入ロードマップへの対応	プラスチック資源循環促進法は主務大臣の中に環境大臣が入っていない。上手く関係省庁で連携しながら、問題を解決できるとよい。	主務大臣は経済産業大臣であるが、8条の3項で、プラスチック使用製品の設計指針を定める際に環境大臣と協議するとされており、グリーン購入法の視点や様々な基準のことも擦り合わせができるのではないかと考えている。
12	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	プラスチック資源循環促進法及びバイオプラスチック導入ロードマップへの対応	昨年7月のレジ袋の有料化以降、プラスチック問題への消費者の関心が非常に高くなっている。エシカル消費や、SDGsの文脈からも、プラスチック問題は注目度が高い。グリーン購入法の中で具体的な品目について検討することは、世の中の動きとマッチしており、表現なども含めて、前提をきちんと合わせて進めるべきである。	御意見を踏まえ、世の中の動きを注視しつつ検討を進めていきたい。
13	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	あり方検討における2つの論点への対応	これまで、特定調達品目は、国等による調達量が多いものが前提となっているが、その前提を見直さない限り裾野の拡大にはつながらない。検食用袋やオフィス製紙機については、地方公共団体でも調達があると考えられ、国の調達量に縛られることなく選定していくことも重要である。	国の調達が少ないという理由で検討しないことはもちろんない。ご指摘のとおり、裾野を広げるという方向に向かうよう、国等のみならず地方公共団体の調達状況も踏まえたうえで、総合的な判断をしていく。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
14	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	あり方検討における2つの論点への対応	地方の調達などを進めるうえで、国の調達が少ないからという理由で外すことはしないという議論になったと記憶している。今回、国の調達が多いかどうか検討するという言葉が残ったのはなぜか。	国の調達が少ないという理由で検討しないことはもちろんない。ご指摘のとおり、裾野を広げるという方向に向かうよう、国等のみならず地方公共団体の調達状況も踏まえたうえで、総合的な判断をしていく。
15	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	あり方検討における2つの論点への対応	裾野の拡大と気候変動対策の一層の拡充により対象を広げていく話なのではないか。提案品目に対しての回答で「国の調達が少ない」というのは適切ではないのではないかという意見は何度か出したが、どのような策があるか検討を進めていきたい。	国の調達が少ないという理由で検討しないことはもちろんない。ご指摘のとおり、裾野を広げるという方向に向かうよう、国等のみならず地方公共団体の調達状況も踏まえたうえで、総合的な判断をしていく。
16	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	あり方検討における2つの論点への対応	国は購入しないが、地方公共団体では購入するというものをどう扱うか、ルールを明文化しておくべき。地方公共団体が購入するものを指定してもいいというシナリオが採用されるようなロジックを組み立てることが必要なのではないか。	国等では調達しないが、地方公共団体等では多く調達されているものの取り扱いについては、現状明確にできていない。地方公共団体についても努力義務とされており、今後の裾野の拡大等を踏まえた検討として、ご指摘のところについても整理をしていきたい。
17	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	あり方検討における2つの論点への対応	「モノの調達からサービスの調達へ」との考え方は、基本方針の前文に入れるべきではないか。物品の中で既にリース等が進んでいるものを、別に役務の項目として立てることも考えられる。そうでないものについても、既存の判断基準の中にサービス化への取組を奨励するような文言を入れるなど、工夫するべきではないか。	現状、サービスについては一部前文に記載はあるが、モノからサービスへの展開というような明確な表現はできていない。ご指摘等も踏まえ、前文に記載できるか検討させていただきたい。
18	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料1	あり方検討における2つの論点への対応	グリーン購入法が独自の基準を持つのではなく、民間の中にある基準を活かすという方向にもう一步踏み込んだ方がいいのではないか。調達行動とどう結び付けるかというところに基本的に専念し、動き出したところは尊重していくという姿勢の方が消費者、生産者ともわかりやすいのではないかと考える。	マークが付いていると調達者側としてはわかりやすい。特定のラベルについて指定するのは難しいが、積極的に調達が進んでいくのであれば望ましいと考えている。
19	令和3年度における検討方針・課題等（案）	資料3	脱炭素社会の実現に向けた積極的な対応	今回、低炭素・脱炭素に資する提案を重点的に募集したが、新しい提案が出てこないために、既存品目の見直しに力を入れるという印象である。抜本的な措置を進める必要性は認識しているのか。	脱炭素に向けた抜本的な見直しが必要だと考えている。あり方検討会で議論した基準強化については、2段階基準の設定等を含め、より積極的に検討を行っていきたい。
20	提案募集における新規追加の提案等について	資料3	提案募集の検討の方針	環境負荷低減の技術は新しいものが多いため、科学的知見が十分でなくても、環境負荷低減効果があれば認めるという視点もあって良いと考える。	今後2030年度46%削減に向けた取組として加速させていくには、そういったものについても検討は必要だと考えている。今後ご相談させていただきながら、整理していきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
21	提案募集における新規追加の提案等について	資料3	運用の仕組みに係る提案について（マスバランス方式の導入）	マスバランス方式の提案について、金属の世界ではごく当たり前の話であり、これが認められないことには日本のリサイクルはゼロになってしまう。この提案はメカニカルなリサイクルを意識した提案をされているのではないか。	提案の内容にはケミカルリサイクルも含まれている。どのように対応していくか、御意見をいただきながら、方針を検討していきたい。
22	提案募集における新規追加の提案等について	資料3	運用の仕組みに係る提案について（マスバランス方式の導入）	マスバランスの評価は、メタル関係とプラスチック関係では見地が全く異なる。金属は日本の場合は、ほぼマスバランス方式でリサイクルが行われているが、プラスチックでマスバランス方式を認めていいのかという議論だと認識している。	マスバランス方式の適用にあたっては、十分な精査が必要であると考えている。市場への製品の供給状況等を踏まえ、長期的に検討を進めていきたい。
23	提案募集における新規追加の提案等について	資料3	運用の仕組みに係る提案について（マスバランス方式の導入）	マスバランスについては、規模に大きく影響を受けるため、許容する範囲について議論が必要である。	マスバランス方式の適用にあたっては、十分な精査が必要であると考えている。市場への製品の供給状況等を踏まえ、長期的に検討を進めていきたい。
24	提案募集における新規追加の提案等について	資料3	運用の仕組みに係る提案について（マスバランス方式の導入）	マスバランス方式について、EUがどのような考え方で組み立てているかを踏まえて検討すべき。	マスバランス方式の適用にあたっては、十分な精査が必要であると考えている。市場への製品の供給状況等を踏まえ、長期的に検討を進めていきたい。
25	提案募集における新規追加の提案等について	資料3	運用の仕組みに係る提案について（マスバランス方式の導入）	エコマークでもマスバランスで生産したバイオプラスチックの扱いについて検討しているところである。その議論の結果がケミカルリサイクルなど様々なものに影響するため、環境省と情報交換しながら慎重に進めていきたい。	マスバランス方式の適用にあたっては、十分な精査が必要であると考えている。市場への製品の供給状況等を踏まえ、長期的に検討を進めていきたい。